## 大森赤十字病院 こども憲章

## こどもの権利

大森赤十字病院は、公益社団法人日本小児科学会策定の「医療における子 ども憲章」を遵守します。憲章には守るべき以下の権利が定められています。

- 1. 人として大切にされ、自分らしく生きる権利
- 2. こどもにとって一番よいこと(最善の利益)を考えてもらう権利
- 3. 安心・安全な環境で生活する権利
- 4. 病院などで親や大切な人といっしょにいる権利
- 5. 必要なことを教えてもらい、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利
- 6. 希望どおりにならなかったときに理由を説明してもらう権利
- 7. 差別されず、こころやからだを傷つけられない権利
- 8. 自分のことを勝手にだれかに言われない権利
- 9. 病気のときも遊んだり勉強したりする権利
- 10. 訓練を受けた専門的なスタッフから治療とケアを受ける権利
- 11. 今だけでなく将来も続けて医療やケアを受ける権利

本憲章の詳しい内容は、日本小児科学会ホームページをご覧下さい。

## にゅういんされた あなたへ

< おおもりせきじゅうじびょういん こどもけんしょう >

## こどものけんり

あなたは、あなたのびょうきをなおすために、「おおもりせきじゅうじびょういん」ににゅういんすることになりました。にゅういんちゅうに、こまったことがあったら、いつでもせんせいやかんごしさんにそうだんしてくださいね。 あなたにはつぎの「けんり(きまり)」がやくそくされています。

- 1. ひととして たいせつにしてもらう「けんり」
- 2. いちばんよいてあてや ちりょうを かんがえてもらう「けんり」
- **3.** あんぜんなばしょで あんしんして せいかつする「けんり」
- 4. おとうさんやおかあさん、たいせつなひとといっしょにいる「けんり」
- 5. からだのぐあいをおしえてもらい、きぼうをつたえる「けんり」
- 6. きぼうがかなわないときに、そのりゆうを おしえてもらう「けんり」
- 7. さべつされず、こころやからだを きずつけられない「けんり」
- 8. じぶんのことを かってにほかのひとに はなされない「けんり」
- 9. にゅういんちゅうでもあそんだり、べんきょうしたりする「けんり」
- 10. せんもんのひとたちから、ただしいおせわをうける「けんり」
- 11. たいいんしたあとも、おせわをうけて ささえてもらう「けんり」

ーたんとうの せんせい かんごし よりー